

## 【解説】

人口減少社会への突入に伴い、今後労働人口も縮小していく見込みである中、優秀な人材を確保していくことは喫緊の課題である。賃金引き上げにより、採用競争力を上げていく必要性について、今春闘の中でも議論したところであるが、今回、総合職(高等専門学校卒)及びプロフェッショナル採用(大卒)の初任給を引き上げる内容の回答があった。ベアとの合計で初任給を2,750円引き上げたうえで、基準昇給額を調整し、4年目で平成28年度以前の採用者の水準に合わせる内容の改正となる。

## ◎北陸第3セクター会社へ出向する社員に対する出向手当の加算

## 1.北陸新幹線並行在来線鉄道会社に会社基準により出向する社員に対する取扱い

北陸新幹線開業時に経営分離された並行在来線鉄道会社に会社基準により出向する社員に対し、広域出向手当又はエリア内出向手当に3,000円を加算する

## 2.実施期日等

平成29年4月1日から適用し、北陸新幹線開業日から10年を超える日の属する月までの間に限り取り扱う。なお、平成29年4月1日以降、準備出来次第、精算を行う。

## 【解説】

出向者については各種労働条件や福利厚生制度などは出向先会社により様々であり、当社の労働条件水準を下回る会社で苦勞している組合員も多く、処遇改善についてこれまでも継続して要求し、議論してきた。北陸第3セクター会社への出向については、当社のグループ外の会社に出向していること、今後も大規模な社員運用が予想されること等を鑑み、円滑な人事運用を図る目的で、これまで支払われてきた広域出向手当又はエリア内出向手当に加えて、3,000円が支給されることとなった。

## ◎基本賃金(時間額)の増額

## 1.基本賃金(時間額)

シニア社員・シニアリーダー社員について、現在適用している内容の基本賃金(時間額)に、5円を加算した金額とする。

## 2.実施期日

平成29年4月1日以降新たに開始となる勤務から適用する。

## 3.精励手当支払日

- (1) 夏季精励手当 平成29年6月30日とする。  
(2) 冬季精励手当 平成29年12月8日とする。

## ◎シニア社員及びシニアリーダー社員の賃金の月額制移行に伴う賃金措置等について

## 1.シニア賃金月額制移行に伴う賃金の調整措置

## (1)シニア出向調整措置

シニア社員等の出向者の賃金の調整を目的として、シニア出向調整措置を新たに設定する。

## (2)出向者の割増賃金の取扱い

出向先との労働時間差に応じた出向者の割増賃金の取扱いを新たに設定する。

## (3)出向者の賃金減額の取扱い

出向先との労働時間差に応じた出向者の賃金減額の取扱いを新たに設定する。

## (4)勤務箇所を離れて勤務(出張)する場合の賃金

出張の日の賃金を調整する取扱いを新たに設定する。

## (5)年次有給休暇の日並びに有給休暇の日の賃金

年次有給休暇の日並びに有給休暇の日の賃金を調整する取扱いを新たに設定する。

## ◎基準昇給

基準昇給額表に基づき実施する。

◎ベースアップ 750円  
(エリア手当反映分含め 平均797円)

## 1.職務遂行給への加算

職務遂行給に一律750円の加算を行う。

## 2.実施時期

平成29年4月1日から適用する。

## 【解説】

ベースアップ平均797円の内訳は、職務遂行給への一律加算750円とエリア手当反映分の平均額47円であり、合わせて797円となる。

合わせて現行の職務遂行給基準昇給額表における職務遂行給下限額、上限額及び初任給額表に定める初任給額に一律750円の加算を行う等の必要な見直しを実施される。

なお、職務遂行給への一律加算額は、例年、基準昇給や評価昇給と同時に6月期給与において精算されている。今年も6月期給与(6月23日)において、4月分～6月分の基本給等が精算される予定である。

## ◎年間臨給

## 1.基準額

基本給、エリア手当及び扶養手当の合計額の5.44箇月分を年間の基準額とする。

## (1)夏季手当

基本給、エリア手当及び扶養手当の合計額の2.72箇月

## (2)年末手当

基本給、エリア手当及び扶養手当の合計額の2.72箇月

## 2.支払日

- (1) 夏季手当 平成29年6月30日とする。  
(2) 年末手当 平成29年12月8日とする。

## ◎初任給の引き上げ【高専卒、プロフェッショナル採用(大卒)】

## 1.初任給

ベースアップも含めて、高等専門学校・プロフェッショナル採用(大学)の初任給を次のとおりとする。

学校等	初任給(円)
高等専門学校	168,440
プロフェッショナル採用(大学)	166,920

平成28年初任給と比べると、いずれも

ベースアップ分750円+改正分2,000円=2,750円の引き上げ

## 2.基準昇給額表

初任給の改訂に伴い、平成29年4月1日以降に入社する一般社員におけるC5級の職務遂行給基準昇給額を次のとおりとする。

	学校等			
	高等 専門学校	平成28年度 以前採用者比	プロフェッショナル 採用(大学)	平成28年度 以前採用者比
2年目	4,100	-600	2,700	0
3年目	4,000	-700	2,400	-1000
4年目	2,700	-700	2,400	-1000
5年目	0	0	0	0
6年目	0	0	0	0
7年目 以降	0	0	0	0

## 3.実施期日等

平成29年4月1日以降、入社する一般社員に対して適用する。なお、平成29年3月31日以前に入社した一般社員におけるC5級の職務遂行給基準昇給額表は、本取扱いによらず、従来の職務遂行給基準昇給額表を適用する。